

検討・提言の範囲について

1. 提言：(仮称)福岡市環境・エネルギー戦略とは
〈位置づけ、性格〉

本有識者会議では、今後策定を目指す「(仮称)福岡市環境・エネルギー戦略」づくりに向けた提言のとりまとめをお願いするものである。

本戦略は、福岡市の環境政策の基本指針である「福岡市環境基本計画（第二次）」や、今年度中に策定予定である、将来の環境都市としての社会・経済のあり方を示した「福岡市新世代環境都市ビジョン」に基づき、本市に賦存するエネルギー資源を最大限に活用し、自律分散型のエネルギーシステムを構築することにより、災害に強い安全で安心な都市環境を形成し、人々が住みたい、働きたいという魅力が高まるとともに、地球温暖化防止にも資するまちづくりのための実行計画という性格を有する。

また、「新福岡市地球温暖化対策実行計画」をはじめとした環境分野ならびにまちづくり・市民生活分野の各種計画や指針などとエネルギー分野で連携する計画である。

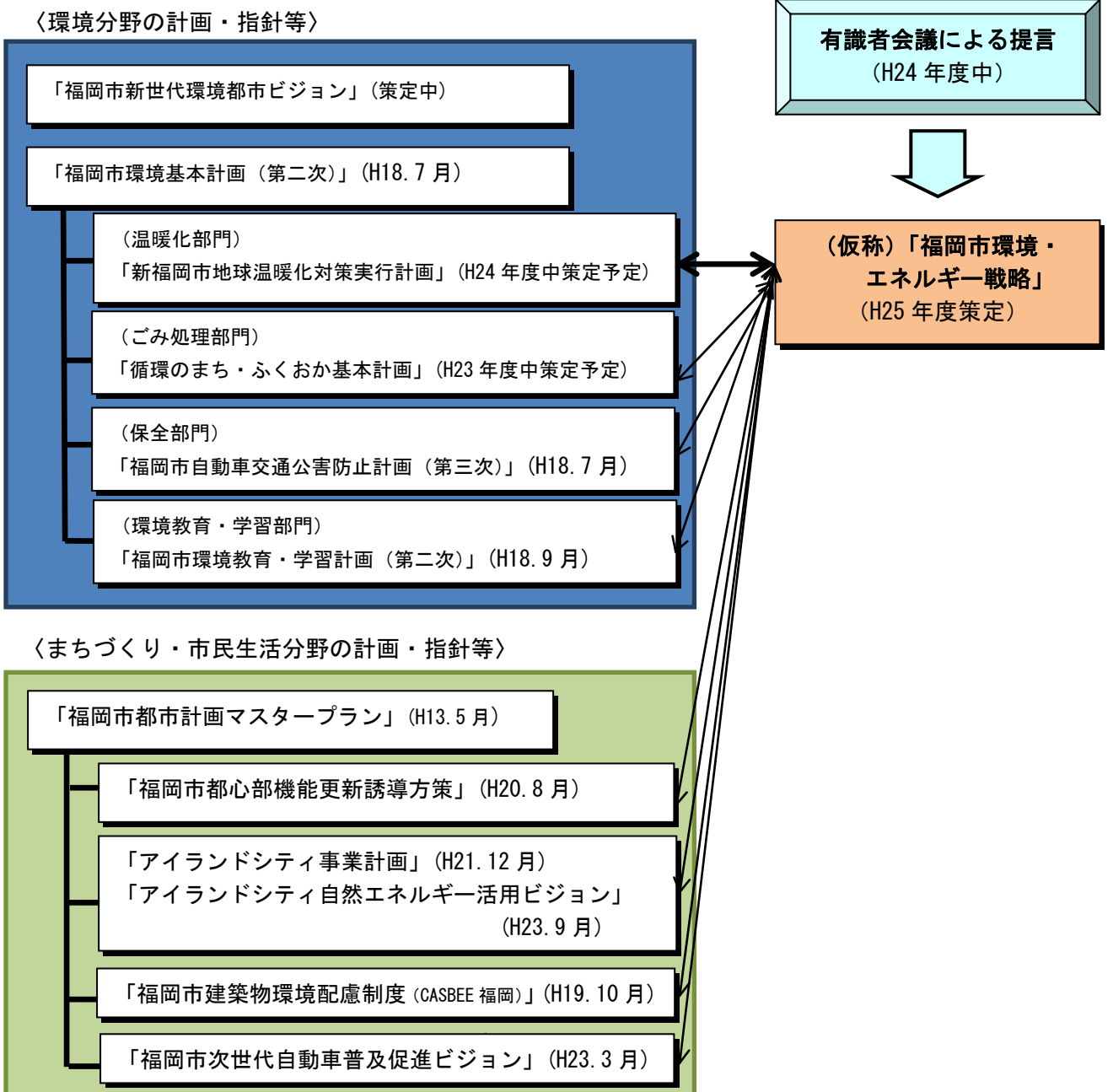
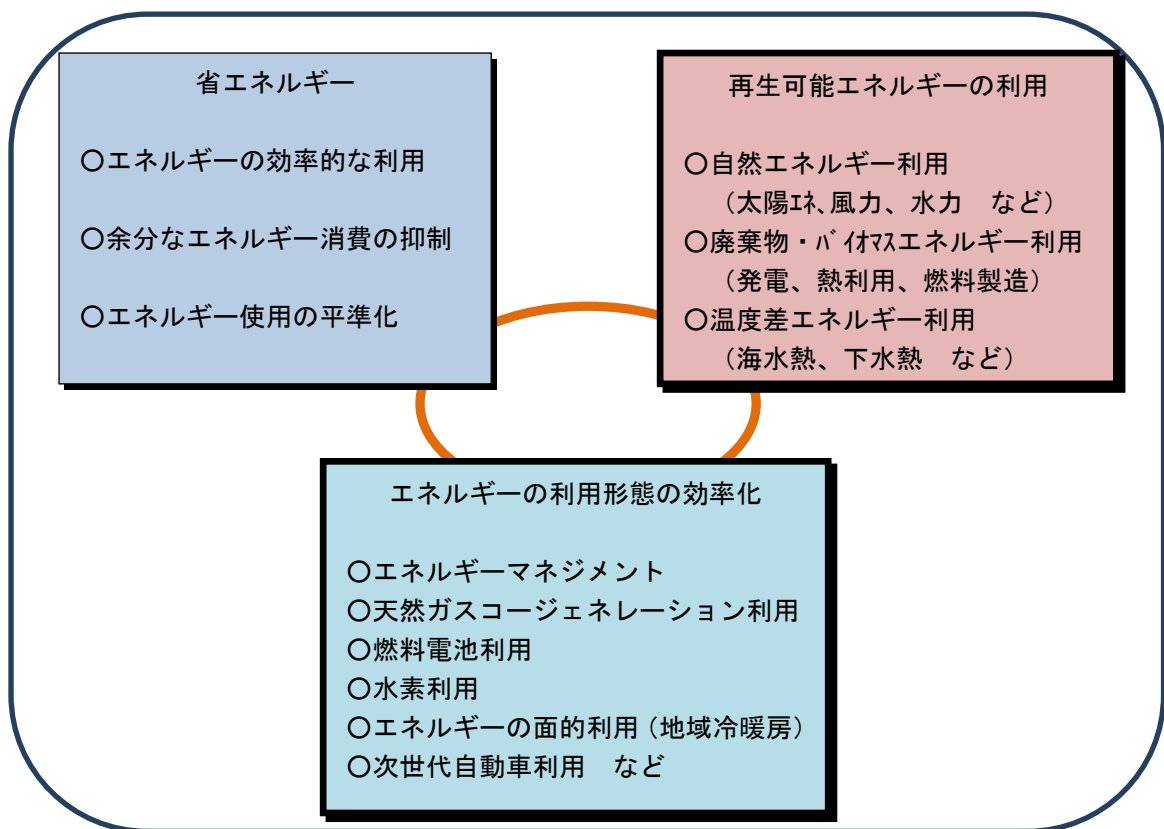


図1 (仮称)福岡市環境・エネルギー戦略の位置づけ

2. 有識者会議における検討の範囲

- ・検討の範囲として、需要側における「省エネルギー」、供給側における「再生可能エネルギーの利用」、さらには需給両面に係る「エネルギーの効率的な利用」に関する各種対策を総合的に取り扱う。
- ・ただし、「省エネルギー」対策については「新福岡市地球温暖化対策実行計画」（平成24年度中に策定予定）において示される予定であることから、有識者会議ではその対策内容を踏まえながら、「再生可能エネルギーの利用」ならびに「エネルギーの利用形態の効率化」に関する対策に重点を置いて検討するものとする。

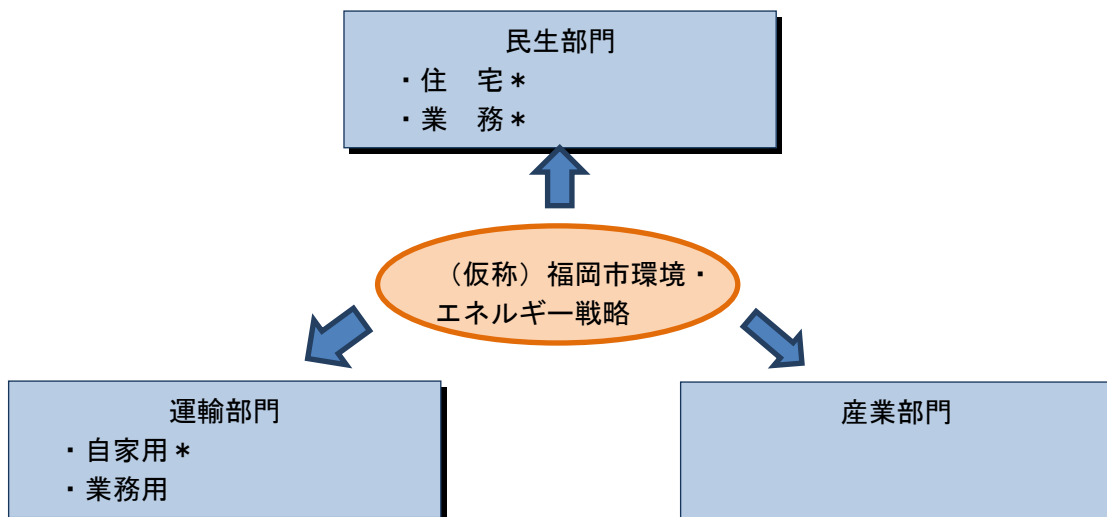


* 有識者会議では、他計画における「省エネルギー対策」を踏まえながら、「再生可能エネルギー」ならびに「エネルギーの利用形態の効率化」対策を重点的に検討する。

図2 有識者会議で取り扱う対策の範囲

3. 対象部門

- ・民生部門（家庭・業務）、運輸部門（自家用・業務用）、産業部門を広く対象とする。ただし、福岡市のエネルギー消費特性を考慮し、民生部門（家庭・業務）ならびに運輸部門（自家用）を特に重点対策分野として取り扱う。

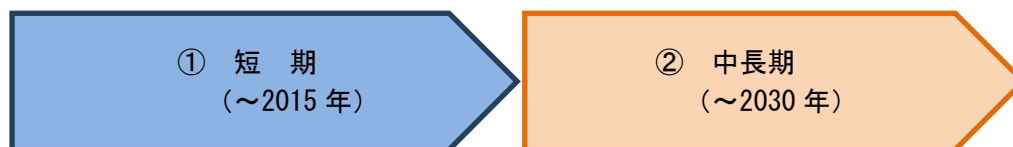


- * 民生部門（住宅、業務）、運輸部門（自家用）の対策を重点的に検討する。

図3 取り扱う対策の範囲

4. 対象期間

- ・①短期（今後3年）ならびに②中長期（～2030年）の2段階に分けて、それぞれの時点での重要事項や目標を明確にしなが、検討を進める。



（参考：福岡市の主な計画等）

- 「福岡市環境基本計画（第二次）」（H18.7月）：計画期間 平成27年度まで（～2015）
- 「福岡市新世代環境都市ビジョン」（策定中）：計画期間 2050年
- 「福岡市地球温暖化対策実行計画」（策定中）：計画期間 中期2030年 長期2050年まで

（参考：わが国の主な計画等）

- 「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ」（H22.3月）：計画期間 中期2030年 長期2050年
- 「エネルギー基本計画（現行）」（H22.6月）：計画期間 2030年
- 「低炭素社会づくり行動計画」（H20.7月）：計画期間 2050年

図4 検討の対象期間